

# 瑞穂市地域福祉計画 実施状況結果報告書

令和2年9月  
瑞穂市

# 目次

I. 評価の概要について	1
1. 本報告書について	1
2. 評価方法	2
II. 評価結果	3
III. 基本目標ごとの取り組み状況	4
1 地域における支え合う意識づくりと担い手づくり	4
(1) 尊重し支え合う意識づくり	4
(2) 交流の場の充実	7
(3) 福祉人材の育成	9
2 地域で支え合うしくみづくり	12
(1) 見守り体制の強化	12
(2) 地域活動の支援	15
(3) ボランティア活動の推進	17
3 サービスが利用しやすいしくみづくり	18
(1) 情報提供の充実	18
(2) 相談支援体制の充実	19
(3) サービスの質の向上	21
4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	23
(1) ユニバーサルデザインのまちづくり	23
(2) 権利擁護事業の充実	23
(3) 地域ぐるみの防災防犯活動の推進	24

# I. 評価の概要について

## 1. 本報告書について

本報告書は、現行の瑞穂市地域福祉計画（以下、「現行計画」）に掲げた主な取り組みの達成状況と取り組み状況について、調査してとりまとめたものであり、現行計画の達成状況を把握する資料として、また、次期計画策定のための基礎資料として活用していくものです。なお、調査対象である現行計画の施策体系は以下のとおりとなります。

### 施策の体系

基本理念	ともに支え合い ともに創る 安心して生き生きと暮らせるまち みずほ
------	-----------------------------------

基本目標 1 地域における支え合う意識づくりと担い手づくり	
(1) 尊重し支え合う意識づくり	①福祉教育の充実
	②心のバリアフリー化の推進
(2) 交流の場の充実	①地域活動、地域福祉に関する情報提供の充実
	②交流の「場」の提供
(3) 福祉人材の育成	①地域活動、ボランティアリーダーの育成及びコーディネーターの育成
	②地域福祉の担い手となる団体との連携
基本目標 2 地域で支え合うしくみづくり	
(1) 見守り体制の強化	①地域におけるネットワークの構築
(2) 地域活動の支援	①地域活動の充実
(3) ボランティア活動の推進	①ボランティア活動の支援
基本目標 3 サービスが利用しやすいしくみづくり	
(1) 情報提供の充実	①情報提供の充実
	②相談窓口等の周知
(2) 相談支援体制の充実	①相談体制の充実
(3) サービスの質の向上	①保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上
	②福祉サービスの質の向上
基本目標 4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	
(1) ユニバーサルデザインのまちづくり	①ハード整備と普及啓発
(2) 権利擁護事業の充実	①本人の権利を守り、地域で安心・自立した生活を送るための福祉サービス等の利用援助
(3) 地域ぐるみの防災防犯活動の推進	①防災・防犯活動の推進

## 2. 評価方法

---

施策の達成状況等の整理のため、現行計画のすべての施策（46 施策）について、「達成状況調査シート」を作成し、担当課職員による自己点検と評価を行いました。評価基準日は、2020年3月末（2019年度終了時）とし、計画期間7年が終了したものとして評価しています。

達成度については、以下の基準によりA～Eの5段階で評価しています。

なお、施策の内容・性格によっては、評価の判断が困難なもの（意識の啓発など）や達成状況を把握しづらいものもありますが、今回の調査では、施策が及ぼす“効果”ではなく、“実施状況”（計画された施策をどの程度実施したか）を中心に各施策を評価しています。

達成度	内容	達成状況
A	現行計画に掲げた施策を達成した。 （ほぼ100%の進捗状況にある）	ほぼ100%
B	現行計画に掲げた施策をおおむね達成した。 （75%程度の進捗状況にある）	75%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度の進捗状況にある）	50%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	25%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	0%

## Ⅱ. 評価結果

今回、評価した46の施策の中には、様々な内容・性格の取り組みがハード・ソフトの両面にわたって盛り込まれており、正確な評価は極めて困難ですが、現行計画は、Aに分類される施策が6項目(13.0%)、Bに分類される施策が30項目(65.2%)、Cに分類される施策が9項目(19.6%)、Dに分類される施策はなし、Eに分類される施策が1項目(2.2%)、となっています。

また、評価した達成度(A～E)について、それぞれAを100点、Bを75点、Cを50点、Dを25点、Eを0点として点数化し、全施策の達成度の平均を求めると、100点満点で71.7点となっており、約7割が達成してきたということが出来ます(施策ごとの主な取り組み内容等については次ページ以降を参照)。

主要施策の達成状況

基本目標	主要 施策数	主要施策の達成基準と達成状況					点数化 平均点
		A 100%	B 75%	C 50%	D 25%	E 0%	
基本目標1 地域で支え合う意識の醸成と 地域を担う人づくり	14	1	11	2	0	0	73.2
	100.0%	7.1%	78.6%	14.3%	0.0%	0.0%	
基本目標2 地域で支え合うしくみづくり	10	2	8	0	0	0	80.0
	100.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
基本目標3 サービスが利用しやすいしく みづくり	11	2	7	1	0	1	70.5
	100.0%	18.2%	63.6%	9.1%	0.0%	9.1%	
基本目標4 誰もが安心して安全に暮らせ る地域づくり	11	1	4	6	0	0	63.6
	100.0%	9.1%	36.4%	54.5%	0.0%	0.0%	
計	46	6	30	9	0	1	71.7
	100.0%	13.0%	65.2%	19.6%	0.0%	2.2%	

## Ⅲ. 基本目標ごとの取り組み状況

### 1 地域における支え合う意識づくりと担い手づくり

#### (1) 尊重し支え合う意識づくり

##### ①福祉教育の充実

###### ○小学生・中学生のボランティア活動の支援

・青少年の規範意識を高めるため、小学生・中学生が自主的にボランティア活動等を展開する「マナーズ・スピリットリーダーズ (MSリーダーズ)」を推進し、その活動を支援している。挨拶運動や地域清掃活動など、それぞれの学校の特色を生かし、独自の活動を展開している。

###### ○ボランティアカードの活用

・ボランティアカードを活用し、ボランティア活動の推進を行っている。

###### ○出前講座の開催

・各小中学校、大学との連携により、各校のニーズに合わせた内容の出前講座を行った。

###### ○ボランティア学習の充実

・高齢者や障がい者等への理解や地域でともに暮らすことについて、講義と体験により学習を深める取り組みを行った。また、福祉協力校連絡会にて、教職員を対象とした福祉学習の場を設けるとともに各校の取り組みを共有するなどして、教育現場における福祉教育実践の充実を図った。

・より学習を深めたい児童・生徒に対しては、夏休みを利用したプログラムを提供した。

###### ○タウンミーティングの実施

・小学校区ごとにタウンミーティングを実施し、それぞれの地域課題をテーマに、老若男女がワークショップを行い、意見交換を行った。世代や立場を越えて、様々な意見を聴く機会となり、多様性の理解が深まれば「地域共生社会」づくりにもつながっている。多世代がつながり、地域のネットワークが広がることも目的としている。

###### ○認知症サポーター養成講座の開催

・平成 22 年度より、地域包括支援センター主催講座及び出前講座により市民や市内各種団体等に養成講座を実施している。また、教育委員会の協力のもと、平成 30 年度より市内すべての小学 6 年生に対し、認知症や高齢者に対する理解を深め、地域で認知症の方やその家族を温かく見守り応援する意識が持てるよう、さらには将来的に祖父母や親など家族の介護者となり得ることも見越した早期教育として実施している。

###### ○朝日大学実習の実施

・医療・福祉を志す市内大学保健医療学部看護学科学生の人材育成への協力として、平成 29 年度より在宅看護学及び公衆衛生看護学の実習の受け入れをしている。家庭訪問をはじめ

とする相談支援や各種事業への同行・参加の機会を多くつくることにより、地域包括支援センター及び保健師の活動や地域での役割などを学ぶことができている。

## ②心のバリアフリー化の推進

### ○みずほ福祉フェスティバルの開催

・みずほ福祉フェスティバルを2年に1回開催している。第1～6回までは、表彰、講演会、出展。住みやすい地域づくり、支え合うことの大切さを考える機会とし、多年にわたって社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、敬意を表した。第7～8回は屋外をメイン会場とし、ステージ、屋内外出展。地域のつながりを意識し、ボランティアや地域の皆さん、福祉関係者の皆さんのご協力いただいた。多くの皆さんがお互いに顔を合わせ、交流する出会いの場、地域福祉の充実と発展のため、福祉活動への関心、理解を深めていただく機会となるように開催したが、人口減少、少子高齢化の中、将来に向けてより直接的な住民主体の支え合い助け合いの社会の実現に向けての取り組みに力を注ぐ必要性が生じてきている。

### ○精神保健福祉ボランティア養成講座の開催

・精神保健福祉ボランティア養成講座は、2016年策定の地域福祉活動計画に従い、3年に1度開催している。こころの病についての講義、ピアサポーターによるリカバリーストーリー、公開講座、グループワーク、つどいの場での実習など、様々なメニューを取り入れて実施している。

### ○人権啓発・人権教育の推進

- ・各学校において、道徳教育や人権教育を通して、自己を見つめる力と他者を思いやる心の育成を行っている。
- ・各学校の教育課程に異年齢集団（幼児や高齢者）との交流やボランティア体験等を位置付け、互いに支え合う意識づくりを行っている。
- ・市内保育所・小学校にて人権教室を開催した。
- ・瑞穂総合クラブや市民自主講座における英語の講座にて、外国人との対話や交流ができるようになることによって、相手の意思を尊重し支え合う人づくりの場を開設している。また、瑞穂総合クラブ冬講座にて障がい者スポーツの体験会を実施している。

### ○タウンミーティングや自治会連合会での研修

・タウンミーティングや自治会連合会の会議や研修等で、機会を見つけて「地域共生社会」について啓発している。また、人材育成研修では、支援の必要な方たちが地域の中で、役割を持つことで、そこが居場所となることや、サポートする立場に関わる側の気持ちも誰かの役に立てることで、役割と居場所を見出している具体的な事例や当事者に話を聞く機会をつくっている。座学、ワークショップ、視察などで地域での支え合いの意識や人材づくりにつなげている。

### ○聴覚障がいへの理解を深めるための講座・教室

- ・みずほふれあいフェスタにて、聴覚障がい者への理解を深めるため手話教室を行った。
- ・生涯学習課と協力し、みずほ大学にて聴覚障がい者への理解を深めるための講座を開催した。

### ○各種出前講座の開催

- ・ふれあい・いきいきサロン、自治会、老人クラブなど地域団体を中心に、介護予防・認知症予防等の知識やレクリエーション、地域で支え合うための“気づきのポイント”などを講座にて伝えた。

#### ○「RUN伴+みずほ」の開催

- ・認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、実行委員会が発足。認知症の方や一般の方、介護保険事業所や一般企業の参加・協力のもとRUN伴+みずほを2018年度より実施した。当日までの準備や終了後の振り返りなどを含めた“たすきリレー”での交流により、認知症が関心事になり、正しい理解が促される機会となっている。

#### ○イベント等を通じた意識の高揚

- ・クリスマスコンサートでは障がいのあるなしに関わらず、一緒にステージに上がり音楽を楽しむことにより、また、あい♥愛マーケットでは当事者による自主製品等の販売により、ともに生きることへの理解を深めてきた。
- ・高齢者への理解促進として、福祉教育授業支援の一環で、毎年3つの小中学校の児童・生徒とふれあいサロンとの交流を支援している。

#### ○みんなずっとほっと隊（キャラバン・メイト組織）

- ・認知症の正しい理解の普及啓発の推進を活発化するため、平成29年度より市内のキャラバン・メイトに呼び掛け、組織化し、「みんなずっとほっと隊」が発足した。地域包括支援センターと協働し、市民や各種団体に対し認知症サポーター養成講座を実施している。「みんなずっとほっと隊」が結成されたことで、啓発活動の場が拡大し充実化が図れている。

#### ○みんなずっとほっとカフェ（認知症カフェ）

- ・市主催の認知症カフェの企画・運営に協働し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の方やその家族、地域住民の交流や相談の場の支援をしている。

#### ○地域交流会「あいあい広場」

- ・「地域の人々とともに生き、ともに歩む」という視点に立った交流の場とする。障がい者問題、園の活動について理解、信頼、支援を得る大切な機会とする。「声を聞く場」「学ぶ場」として、ボランティアの方々や地域住民の方々と交流を深める。

#### ○地域交流会「すみれフェスティバル」

- ・平成14年開所より、5周年記念祭（2006年度）、10周年記念祭（2012年度）として、5年に一度、施設への理解を深めていただくための地域交流会を開催してきた。2018年度より、さらに地域住民の方々の理解を深め、地域に根付いた施設に向けて、5年に一度の開催ではなく、地域交流会「すみれフェスティバル」を毎年開催する。

#### ○講演会の開催

- ・市民に高齢者介護や人権への理解を深めるため、講演会を実施した。



## (2) 交流の場の充実

### ①地域活動、地域福祉に関する情報提供の充実

#### ○ボランティアセンター事業

- ・活動希望者のニーズを聞き取り、活動先の紹介や新たな活動先を開拓し、マッチングをしてきた。
- ・ボランティア連絡会では、市内の多様な活動を知る機会を提供するとともに、活動者同士が交流を深め情報交換することにより、活動の活性化を図った。
- ・サロンボランティア交流会・サロン代表者研修会は、サロン活動に役立てていただけるよう、毎年開催している。サロンボランティア交流会では、本巢市・北方町とともに、「2市1町サロンボランティア交流会」という形での開催も実施した(2014～2018年度)。他のサロンとの情報交換で得たアイデアを、自サロンにて応用するなど、サロン運営に役立てていただいている。

#### ○在宅介護支援センターの活用

- ・市内に在宅介護支援センターが3か所あり、地域ごとに独居高齢者及び高齢者世帯へ実態把握訪問をしている。その方に合わせた継続的な訪問により、心身の状態に合わせ必要時には各関係機関へつなげている。

#### ○老人福祉センターの活用

- ・高齢者の利用については、施設の種類上、利用料がかからないことから、個人の利用から団体の利用まで幅広い交流の場となっている。

### ②交流の「場」の提供

#### ○ふれあい・いきいきサロンの支援

- ・地域住民からのサロン開設の相談に応じ、開設に向けて実施できるよう支援を行った。ボランティアの高齢化もあり、サロンの状況に合わせて継続ができるよう、支援を行っている。
- ・実施地域では、サロンが地域の中に定着している所が多く、地域での見守り、閉じこもり防止につながっている。
- ・かねてより、ふれあい・いきいきサロン未設置自治会において座談会を実施し、ふれあい・いきいきサロン立ち上げ支援を行っている。加えて、2018年より、高齢者サロンに限らず、多様なサロン開設を支援できるよう、つどいの場ボランティア講座において、様々なサロンの紹介や立ち上げ方法等を知っていただき、さらには、立ち上げ支援として、地域のニーズに合わせたサロンを体験する場として「出張サロン」を実施した。

#### ○ホリパパサロンの開催

- ・核家族が増える中、様々な不安や悩みを抱えながら、誰にも相談できずに孤立した子育てをしている親が増えている。子育てを母親だけのものとせず、父親も参加できるよう支援するため、2か月に1回開催している。子育て中の父親と子どもの交流の場を設け、「子どものことをもっと知りたい。」「どうやって遊んだらいいのかわからない。」「他のパパはどのように子どもと関わっているのかわからない。」「子育て友達をつくりたい。」など育児不

安を持つ父親を応援し、気軽に楽しく子育てに参加できるような場を提供している。

#### **○地域集会施設整備への支援**

- ・地域の拠点（居場所）となるように地域集会施設建設事業補助金を交付し、地域の公民館の新設及び修繕費を補助している。平成 31 年度から補助率をおおむね 1/3 から 1/2 へ変更している。

#### **○みずほわくわくスクール・子ども食堂の開設**

- ・子ども・若者の「居場所づくり」の運営により、生活困窮・母子・障がい・不登校等、様々な事情で居場所が無い子どもや若者を対象とした社会的居場所を構築した。
- ・居場所を喪失するおそれのある世帯を中心とした「子ども食堂」の運営を通じて、身近な地域で支えられる仕組みづくりに向けた支援を行う。
- ・平成 29 年より経済的事情を抱えた世帯を対象にした夏休み期間（8 月）限定の学習支援のモデル事業を開始したことがきっかけ。（社会福祉協議会自主事業）
- ・平成 29 年より夏休み期間（8 月）と平日（9 月）の 2 か月間限定で学習支援にとどまらない居場所づくり活動として実施。経済的困窮にとどまらない、様々な課題により居場所が必要な世帯を対象にモデル活動を実施。（社会福祉協議会自主事業）
- ・平成 30 年より年間を通じて週 1 回の居場所活動を実施し、現在も継続中である。

#### **○みずほ生き生きサポーターの活動支援**

- ・みずほ生き生きサポーターが地域で介護予防活動を推進できるよう、主に介護予防カフェ（くつろぎカフェ）の運営の後方支援を行っている。くつろぎカフェは、元気なシニア世代のサポーターが運営し、主に高齢者が参加する交流の場となっている。カフェでは健康体操や脳トレーニングを実施することで、高齢者の健康づくり・介護予防が図れている。また、サポーターのスキルアップと活動のモチベーション維持のため、毎月スキルアップ研修を実施している。

#### **○すこやかクラブ（精神障がい者サロン）の充実**

- ・同じ課題を抱える人との交流の場は重要であるため、場の提供及び運営支援を継続的に実施している。なお、高齢者対象事業については、高齢者数増加に伴う協力者の負担増もかんがみ、より身近な地域での支え合い推進を強化するための事業に移行した。

### (3) 福祉人材の育成

#### ①地域活動、ボランティアリーダーの育成及びコーディネーターの育成

##### ○ボランティアの育成

- ・例年、ボランティア依頼ニーズ等をもとに必要な各種ボランティアを養成してきた。生活支援体制整備事業をきっかけに、生活支援ボランティア養成講座を開催し、初年度の受講者を中心に生活支援ボランティア団体の立ち上げに成功した。また、深刻化・複雑化・多様化する地域課題や、多発する災害への対応等により、より一層ボランティアに対する期待が高まっていることを受け、2018年度より新たな活動者の発掘を目指し、活動の導入としてはじめてのボランティア講座を開催。
- ・各講座とも、受講後希望者には各々に合った活動につなぐべく、相談と調整を行い活動の定着を図った。

##### ○ボランティアリーダー研修の開催

- ・2012年よりボランティアリーダー研修を行ってきた。内容はリーダーの役割を考えるものから、コミュニケーションスキルの向上など活動の幅を広げるための研修を行い、一定の効果を上げてきた。しかし、ボランティア団体により活動内容や課題が様々であり、すべてのリーダーに有益なテーマ設定が困難であること、またボランティアを対象とした様々な研修や講演会が実施されていたことによるリーダーへの負担軽減の点から、それらを整理するとともに、ボランティア連絡会の運用を柔軟にすることでリーダーに対する研修もその中で実施することとした。

##### ○みずほ生き生きサポーター養成講座

- ・平成26年度に介護予防ボランティア養成講座として第1回を開催した。以後、元気なシニア世代を主な対象として実施している。講座は初級・中級・上級・実習と行っている。養成講座修了後は活動ミーティングを複数開催し、平成26年度～令和元年度の養成講座修了者のうち、約60名がくつろぎカフェやふれあい・いきいきサロン等、地域で介護予防活動を行っている。

##### ○生涯学習講座による人材育成

- ・瑞穂大学における各講座の開設により、生涯にわたって学び続けることに生きがいを感じ、地域社会の充実のために役立とうとする人材の育成を目指している。

##### ○手話奉仕員の養成

- ・聴覚障害者協会へ手話奉仕員養成講座の委託を行う。

##### ○生活支援コーディネーターの設置

- ・少子高齢化・人口減少社会が及ぼす社会的影響、それに対応すべく、「介護予防・生活支援体制整備事業」の基盤づくりを市民とともに実施するために、第1層(市全域対象)、第2層(各小学校区)生活支援コーディネーターを設置した。
- ・各生活支援コーディネーターは、各協議体活動において、住民に寄り添い、地域ごとの福祉のまちのあるべき姿を模索し、それに向けた啓発、社会資源把握～社会資源開発を個人、各団体と連携して取り組んでいる状況である。

##### ○民生委員・児童委員への情報提供

- ・民生委員・児童委員が地域住民からの相談に対応できるよう、新規制度や制度改正があった場合には、随時情報提供を行っている。

## ②地域福祉の担い手となる団体との連携

### ○民生委員・児童委員との連携

- ・市広報及びホームページへの掲載により、民生委員制度について周知を行った。また、毎年5月に民生委員・児童委員の日活動強化月間として、啓発資材の配布による啓発活動を行っている。
- ・生活保護業務では、担当区域内の保護世帯について、児童福祉では、虐待のおそれのある要保護児童について民生委員・児童委員に情報提供し見守りを依頼し、何かあれば連絡を入れてもらうような体制をとっている。
- ・虐待の危険のある要保護児童について、民生委員・児童委員と積極的に情報共有を行い、必要であれば見守りを依頼し虐待予防、早期発見に努めた。
- ・主に生活困窮、障がい福祉の分野において、市社会福祉協議会の福祉総合相談センター、地域包括支援センターと連携し、それぞれの担当業務において相互に協力し、問題の迅速かつ適切な解決を図っている。

### ○福祉協力員説明会の開催、活動支援

- ・民生委員・児童委員と福祉協力員の連携についての研修会を実施している。しかしながら、見守りが必要な方への見守りの必要性が地域全体に浸透してないためか、主体的な福祉協力員の活動にまで至っていない。
- ・民生委員・児童委員と福祉協力員の連携における、民生委員・児童委員への福祉協力員の連絡先提供だが、個人情報提供の承諾が半分ほどしか得られない状況。
- ・福祉協力員の役割の明確化であるが、地域住民が日常生活の中で、高齢の方や障がい者の方を温かく見守れるように周知している。

### ○生活支援体制整備事業の実施

- ・現在、生活支援体制整備事業における、第1層協議体、第2層協議体において、地域内の老人クラブ、日赤奉仕団、ボランティア団体、NPO、企業などと連携を行い、支え合いのまちづくりを行っている。研修会、視察研修を経て、第1層、第2層ともに住民主体で支え合いのまちづくりの啓発、実際の取り組み、課題解決に取り組んでいる。

### ○社会福祉協議会との連携

- ・困難事例などに対し、絶えず情報を共有し解決策を協議している。
- ・必要な場合は、事業や会議と一緒に出席し業務を遂行している。
- ・保険者機能強化推進交付金の評価指標を活用し、取り組み内容について見直しを行っている。

### ○社会福祉協議会役員研修の実施

- ・役員研修では、他の市町村の先進的な取り組みを知る先進地視察研修と、地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくり研修を行った。
- ・職員研修では、外部講師により感染症対策など定期的に研修が必要な事柄から接遇研修、

メンタルヘルス等多岐にわたる内容で研修を行うとともに、職員が社協内部の取り組みを共有できるよう職員を講師にした研修を行った。

#### **○文化・体育団体との連携**

- ・体育振興、文化振興等に寄与するための活動を行っている団体、体育協会、文化協会、NPO 法人 Link-up みずほへ事業費の支援を行っている。各団体においては、事業計画に基づいて各種教室や講座、大会等を開催するなど、市を活性化させる活動を積極的に行っている。

#### **○自治会連合会連絡会の実施**

- ・少子高齢化の進む状況の中、単位自治会だけでは対応できない地域課題に対応できる地域で支え合える仕組みとして、小学校区単位での自治会連合会の組織化を推進するため、平成 29 年度から年に数回の小学校区ごとの連絡会の実施を進めてきた。組織には、地域の各種団体を巻き込み、役割分担することで、それぞれの活動を地域の中で生かしながら、連携していくことを目指している。

## 2 地域で支え合うしくみづくり

### (1) 見守り体制の強化

#### ①地域におけるネットワークの構築

##### ○福祉協力員の設置

- ・福祉協力員の研修会にて、見守り活動時の異常発見、民生委員・児童委員協議会や自治会、行政、社会福祉協議会、救急へのつながりについて学んでいただいている。
- ・事業者を含めた支え合いにおいては、市が新聞店、牛乳販売店等と見守り協定を実施している状況の説明のみ研修会で実施。

##### ○地域共生型居場所づくりプロジェクトの実施

- ・岐阜県社会福祉協議会が推進する「安心なまちづくり推進モデル事業」を活用して、社会福祉法人連携による地域共生型居場所づくりプロジェクトを実施。
- ・市内の社会福祉法人と連携し、事業所内に併設する地域交流スペースを活用した地域のための居場所づくりについて交流勉強会を開催。交流会を通じて、出張駄菓子屋・子ども食堂等を実施。
- ・主に就学前児童～小学生の子育て期の若い親世代を中心に参加が見られた。
- ・事業を通じて、地域住民を中心として、自治会関係者・民生委員・地域福祉計画児童委員、児童養護施設等と協同が生まれた。

##### ○みずほ子ども・若者の居場所づくり推進プロジェクト委員会

- ・平成 30 年度より子ども・若者を支えるために、福祉領域にとどまらない、分野横断型のネットワーク支援を協議する委員会を構築。
- ・様々な社会的・家庭的事情で居場所が必要な子ども・若者の社会的居場所を構築し、個別多様な課題と向き合い、自立や前向きになるきっかけづくりを行う。

##### ○岐阜県版若者ひきこもり協同実践交流会の開催

- ・全国で初めて地域版のひきこもり協同実践交流会の実行委員会を組織化し、平成 30 年・令和元年に岐阜県版若者ひきこもり協同実践交流会を開催した。

##### ○子どもたちの居場所づくり in みずほの開催

- ・子ども・若者支援に関心のある市民・関係者を対象に、研修・交流会を企画する。

##### ○児童虐待等への対応

- ・児童虐待に関しては、民生委員・児童委員との間で、定期的に情報交換会を実施し、担当区域で気になる世帯等がある場合には、連絡を入れてもらう体制となっている。
- ・関係機関と月 1 回の頻度で実務者会を開催し、情報交換、適切な対応等の協議を行っている。
- ・虐待に関して広報等を通じて周知を行うことで、関心、意識を高めてもらい、周りで虐待と思われることがあれば、通報等をしてもらう環境づくりを行っている。
- ・民生委員・児童委員とは、虐待、被保護者の見守り等について依頼を行い、情報共有・交換する体制が構築されている。

### ○みずほケアマネサロンの開催

- ・市内の介護支援専門員を対象に、顔のみえる関係づくりや介護支援専門員の質の向上を目的とし、平成 25 年より年 6 回開催している。また、年 1 回民生委員・児童委員との交流会を行うことで、連携して高齢者への支援が行えるようにしている。

### ○地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携強化

- ・様々な会議・研修・相談等を通し、行政だけでなく、民生委員・児童委員や介護サービス事業所等との連携を図っている。そのため、関係機関からの高齢者に関する相談件数は、増加傾向にある。(会議・研修例：みずほケアマネサロン、小地域ケア会議、認知症になってもあんしんまちづくり協議会及び部会、認知症対応能力向上研修、多職種連携のための研修会等のほか、関係機関が行う地域密着型サービス運営推進会議等の会議、個別の相談対応等)

### ○友愛訪問の実施

- ・見守り活動の基礎情報として活用するため、一人暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯を対象に、安否確認・実態把握のための訪問活動を行い、必要に応じてサービスや専門機関へつなげる等の個別支援を実施した。また、この訪問活動を地域の民生委員・児童委員に実施していただくことにより、高齢者と民生委員・児童委員との交流を図り、高齢者が地域で孤立することの無いようにした。

### ○配食サービス（ほほえみ弁当）

- ・市に在住の 75 歳以上のひとり暮らしの方等に、声かけ、見守りを目的として毎月 2 回、ボランティアが心を込めて調理したお弁当を、民生委員・児童委員が見守りを兼ねて配布。(利用料 1 食 200 円 7・8月は除く)

### ○配食ボランティア研修会及びほほえみ交流会の開催

- ・平成 25 年度は、今後のボランティア活動に生かしていただくために、講話「キッチン周りの衛生管理を学ぼう～食中毒予防からノロウイルス対策」を行った。
- 平成 27 年度で配食サービス廃止になることに伴い、平成 26 年度は、長年活動していただいたボランティアの皆さんへの労いの気持ちも込めて、穂積地区と巢南地区で交流会を行った。内容は、「配食ボランティア活動を通じて良かったこと等」を参加したボランティア同士で共有、配食ボランティアの活動が終了した後、新たなボランティア活動につながるように、ボランティア活動紹介を行った。

### ○民生委員・児童委員等との連携

- ・民生委員・児童委員には、みずほケアマネサロンでの地域包括支援センターや介護支援専門員との交流を通し、気になる高齢者を発見した際には、連絡をいただけるような体制づくりを行っている。また、民生委員・児童委員から市役所等に相談が入った場合は、必要な内容は地域包括支援センターにつながるように、連携を行っている。
- ・高齢者への支援のために地域住民の協力が必要な際には、地域包括支援センターから自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員等へ相談し、活動を通してネットワークの構築等を行っている。

### ○緊急通報装置の設置

- ・高齢者の安全確保を図るため緊急通報装置を設置し、安否確認や相談を受けている。
- ・事業実績において、平成 29 年度まで平均利用人数は増加した。平成 30 年、31 年と減少に

転じたのは対象者の状態を把握し、必要な方に設置するよう対応している。

#### **○民生委員・児童委員による訪問活動の実施**

- ・民生委員・児童委員の高齢単身・高齢者世帯名簿を活用し、民生委員・児童委員による独居高齢者及び高齢者のみ世帯への訪問活動を実施している。また、主任児童委員と児童福祉担当課が連携し、支援が必要な児童の早期発見、見守り活動につなげている。

#### **○自治会連合会連絡会の実施**

- ・少子高齢化の進む状況の中、単位自治会だけでは対応できない地域課題に対応できる地域で支え合える仕組みとして、小学校区単位での自治会連合会の組織化を推進するため、平成 29 年度から年に数回の小学校区ごとの連絡会の実施を進めてきた。組織には、地域の各種団体を巻き込み、役割分担することで、それぞれの活動を地域の中で生かしながら、連携していくことを目指している。



## (2) 地域活動の支援

### ①地域活動の充実

#### ○生活支援コーディネーターの設置

- ・第1層協議体、第2層協議体それぞれに生活支援コーディネーターを配置し、「支え合い助け合いのまちづくり」の啓発活動、社協のボランティアセンターを軸とした各種ボランティア講座の開催、ボランティア団体の支援を実施し、地域住民を実際に支援するボランティア活動の活発化につながった。
- ・ボランティア自身も、主体参加しているため、生き活きと輝いて見える。また、生活支援ボランティアの活動者は、新たな課題を次々と発見し、社協、行政への投げかけも行き、協議の場も持たれ、非常に活発な活動を実施中である。さらに、地域住民の活躍の場としてのボランティア仲間の募集も熱心に行っている。

#### ○第1層協議体会議の設置

- ・自治会長、民生児童委員、学識経験者、事業者、ボランティアなど31名で構成している。「認知症を知り地域で支える」ための調査や、「外出支援対策マーケティング」の結果をもとに協議を進めてきた。総括として、協議会での結果を提言書としてまとめ、市長に提出した。

#### ○第2層協議体の設置

- ・市内の第2層協議体は自治会連合会と協同し、2017年度に穂積校区に設置、2018年度に生津、牛牧校区、2019年度に本田校区にそれぞれ設置されました。設置された校区は、1年に1回程度、地域住民を対象とした住民勉強会や地域支え合い推進会議を開催した。勉強会や推進会議の開催にあたっては、第2層協議体のメンバーとともに内容等を考え、開催準備を進めてきました。このような勉強会や推進会議を通して、地域における支え合い活動を発見したり、地域の福祉課題について考えるきっかけとなりました。課題の中には、公的支援サービスにつなげたり、地域資源や制度外のサービスへ結びつける働きかけが行えたものもありました。

#### ○住民主体での支え合いのまちづくりの協議体の設置

- ・住民主体での支え合いのまちづくりの協議体は4校区設置され、未設置地区においても、住民主体の支え合いのまちづくりについて、検討されてきた。
- ・設置した校区においては、校区住民とともにグループワークにて、自治会内の福祉活動、福祉関連活動さがしを「お宝さがし」と称し、住民が行い、課題解決には、そのお宝を課題に当てはめたりアレンジしたり、無いものであれば新たに活動を創りだすといった一連の流れを習得する模擬体験を行った。この体験を通し、地域から発せられた課題に対し、解決に向けた活動の担い手をつくる協議を行っている校区、効率よく課題解決活動が行える地域づくりを行っている校区もある状況。

#### ○支え合いのまちづくり講演会の開催

- ・身近な住民同士での支え合いを考える場として、支え合いのまちづくり講演会を実施した。協議体の関係者を中心として地域住民の方に参加者していただき、講演のほか市内活動者のディスカッションを通して意識啓発を行った。

#### ○サービスの担い手の育成

- ・生活支援ボランティア養成講座を 2017 年度より毎年開催している。受講へのハードルが高いのか参加者数は 8 人～10 人程度にとどまっております。実際には講座受講者よりもボランティア同士の紹介による参加が多くみられる。

#### **○地域コミュニティの活性化支援**

- ・市内各小学校区別（巢南地区については中学校区）において、地域コミュニティの活性化を目的とした校区活動を行っており、市はその事業に関わる費用について補助を行っている。ウォークラリー、夏祭り、運動会、社会見学、清掃活動、自治会ごとの青少年育成活動等の地域コミュニティづくりに関わる活動を支援し、地域住民による主体的な活動を推進している。

#### **○自治会活動推進事業交付金**

- ・自治会活動推進事業交付金を交付し、自治会の活動を支援し住民の自治意識の高揚及びコミュニティ活動の振興を図っている。
- ・少子高齢化の進む状況の中、単位自治会だけでは対応できない地域課題に対応できる地域で支え合える仕組みとして、小学校区単位での自治会連合会の組織化を推進するため、平成 29 年度から年に数回の小学校区ごとの連絡会の実施を進めてきた。その会議の機会にお互いの活動等を情報共有し、支え合える関係性の構築が少しずつ進んでいる。また、年に 1 回、自治会連合会の主催で事業報告会を開催し、市内全域の情報共有も進めている。

#### **○買い物等支援事業**

- ・平成 28 年度より市内でも高齢化率の高い地区（本田団地、牛牧団地、呂久地区）で買い物等支援事業を行っている。各自治体が主体となり、移動に不便を感じている方を対象に、各公民館からスーパーへの往復送迎と付き添いのサポートを行っている。

### (3) ボランティア活動の推進

#### ① ボランティア活動の支援

##### ○ボランティア活動の推進

- ・把握するボランティア活動者に積極的にボランティア登録を促し、個人ボランティア・ボランティア団体・災害ボランティアに分けて管理をしている。登録情報をもとに、新規活動希望者や依頼者への情報提供やマッチングを行っている。また、各種研修や助成金等の情報提供や、保険加入支援、ボランティア同士の交流の場の提供等を行い、ボランティア活動の活性化を図っている。
- ・団体運営の助言や活動先との調整などの相談支援、市民活動団体助成金や歳末助け合い募金の配分による活動費の助成、研修会等の開催によるスキルアップや他の活動者との連携を図る場の提供等による課題解決や活動の活性化を支援した。また、他の主催による研修会や助成金等の情報を必要な活動者へ提供し、活用を促すと同時に、申請等の支援を行った。

##### ○ボランティア活動に関する情報提供

- ・2か月に1回発行される広報紙「社協だより」内のボランティアだよりにて、ボランティアの募集や登録ボランティアの活動紹介、活動に役立つ情報を毎号提供している。また、ホームページにて随時情報提供を行っている。

##### ○ボランティアセンターの運営

- ・主に福祉施設や団体からの依頼に応じて、ニーズに合ったボランティア活動者等をマッチングしている。

### 3 サービスが利用しやすいしくみづくり

#### (1) 情報提供の充実

##### ①情報提供の充実

###### ○広報紙、市ホームページ、自治会掲示板を通じた情報提供

- ・制度、サービス等に関する情報について、広報紙、市公式ホームページ、自治会掲示板を活用して、随時、適切な時期に市民への周知を行っている。
- ・広報紙配信アプリ「catalog pocket」の導入により、スマートフォンやタブレットで、音声読み上げ機能、文字拡大機能、多言語変換機能により情報発信の充実に努めた。
- ・市公式 YouTube において、「日々を生きる 自閉症スペクトラムとともに」を配信し、共生社会への理解を深めた。
- ・難しい表現は避け、完結に表現するように気を付けている。特に高齢者に関しては、文字を大きくするなどビジュアル的にも気を配った。

###### ○情報提供に関する庁内体制の充実

- ・各所属（担当課）に「広報連絡員」を置き、市政業務について積極的に広報するよう伝達している。

###### ○窓口での意思疎通支援

- ・窓口にハンディタイプのホワイトボードを数個設置し、聴覚障がい者とのコミュニケーションに役立てている。

###### ○シニアのための生活情報ガイドの発行

- ・毎年1回、市民向けの情報誌を作成し、市内及び近隣の市町の相談機関や市内のふれあい・いきいきサロンや介護予防教室等の紹介、生活に役立つサービス機関や医療機関等の一覧を掲載している。
- ・毎年掲載内容の確認・変更を行っており、新しい情報を掲載できるようにしている。
- ・配布先は、自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、関係する相談機関、公共施設等で、ホームページからも見るできるようになっている。

###### ○社協だよりの発行

- ・2か月に1回、広報紙「社協だより」を発行している。募集や事業の報告だけでなく、その時に必要な福祉情報についても、掲載している。

## ②相談窓口等の周知

### ○相談窓口の周知

- ・相談窓口について、広報紙、市公式ホームページ、自治会掲示板を活用して、随時、適切な時期に市民への周知を行っている。
- ・福祉生活課の業務に関する窓口については、市ホームページにより周知を行っており、各種手当の現況届、障がいの相談窓口等については、広報紙も活用して周知を図っている。
- ・地域包括支援センターだよりを、社会福祉協議会広報紙「社協だより」内に掲載している。また、もとす広域連合の広報紙「わっちら」でも、地域包括支援センターの担当ページがあり、高齢者に知ってほしい内容の掲載及び地域包括支援センターの周知を行っている。
- ・その他に、ホームページでの周知、出前講座や各種事業実施時に周知している。
- ・毎年1回発行している「シニアのための生活情報ガイド」に相談窓口を掲載している。掲載内容は毎回確認し、新しい情報に更新している。また、「シニアのための生活情報ガイド」はホームページからも見るできるようになっており、民生委員・児童委員や福祉協力員にも配布し、活用していただけるようにしている。
- ・相談窓口については、市のホームページや広報紙のほか、民生委員・児童委員を通じて周知を図っている。また、民生委員・児童委員の定例会に社会福祉協議会にも出席してもらい、社協で行っている相談教室やサービスの紹介をしてもらい情報の提供に努めている。

## (2) 相談支援体制の充実

### ①相談体制の充実

#### ○子育て世代包括支援センターの設立

- ・令和元年9月に「子育て世代包括支援センター」を設立し、相談体制を整備した。
- ・健全な親子・家族関係を築けるようにするため、妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や、サービスの情報や助言ができるよう、関係各種への連携を行っている。
- ・市窓口、社会福祉協議会、サービス事業所等と必要に応じて協力、連携し、障がい者の意見、要望を丁寧に聴取し、自立支援の目的にかなうサービス提供となるよう相談支援を実施している。
- ・令和元年度より、家庭相談員を1人増員し、2人体制とした。これにより、増加する相談件数、ケースの抱える課題の複雑化、多様化に対応し、的確かつ迅速に問題解決が図れる体制整備を行った。

#### ○地域包括支援センターの周知

- ・様々な機会を通して、地域包括支援センターの周知を図っている。また、みんなずっとほっとカフェ（認知症カフェ）やくつろぎカフェ（介護予防カフェ）等で、地域包括支援センターと相談ができるような体制をとっている（※介護予防日常生活圏域ニーズ調査にて、困ったときの相談先として、平成29年1月～2月の調査では、「地域包括支援センター・役所」が16.5%から、令和2年1月～3月の調査では23.2%に増加）。

### **○障がい者の相談支援体制の充実**

- ・強度行動障がい支援者養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、地域生活支援事業による精神障害者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を配置。また、相談支援従事者現任研修についても修了。
- ・相談者、関係機関とは、モニタリング時に限らず連絡をとり、常に状況把握に努め、場合によってはケース会議を随時開催し、相談者の課題解決に向けて連携して取り組む。さらに、そのような連携が円滑に行われるよう、事業所連絡会等の開催を事務局として支援。
- ・社会福祉協議会のホームページにて周知。特に、行動障がいのある知的障がい者や精神障がい者に対する相談支援専門員、医療的なケアを要する児童や障がい者に対する相談支援専門員、精神科病院等に入院する方、及び地域において単身生活等をする精神障がい者に対する相談支援専門員の配置について、各養成研修を修了した職員が従事、体制が整備されている旨を公表。他、「瑞穂市障がい福祉のてびき」、「シニアのための生活情報ガイド」にて掲載。また、「障がい福祉サービス等情報公表システム」にて公表、情報更新を行う。

### **○福祉総合相談センターの開設**

- ・2015年度4月より、「心配ごと相談事業」「障害者相談支援事業」「生活困窮者自立支援事業」「日常生活自立支援事業」「資金貸付事業」を統合して、64歳以下の市民を対象にした総合的な相談支援体制（福祉総合相談センター）を開設。
- ・2018年に、「子ども・若者の居場所づくり事業」も新たに統合して総合的な事業運営に展開。
- ・平成30年第68回岐阜県社会福祉大会において岐阜県社会福祉協議会より、「ワンストップ型の総合相談支援体制の構築」を評価。優良社協として表彰を受ける。

### **○無料職業紹介事業「みずほしごとの森」の開設**

- ・平成30年4月1日より無料職業紹介事業「みずほしごとの森」を開設し、地域の企業・会社が生活困窮者を支える仕組みを構築した（岐阜県初）。
- ・同年、岐阜県社会福祉協議会が実施する「社会福祉法人等連携・協働の基盤づくりモデル事業」を活用して、縁カレッジプロジェクトを構築。生活困窮者の就労自立を目指すために、精神保健福祉士、キャリアカウンセラー等と連携したカウンセリングの実施、事業の賛同企業による短期実習プログラムを依頼。同プロジェクトを通じた自立支援を実践。

### **○人権相談の実施**

- ・人権擁護委員による定例の相談日（月1回）を設け、それに加え特設会場を設け、相談（年2回）を実施している。

### (3) サービスの質の向上

#### ①保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上

##### ○職員研修等の実施

- ・厚生労働省による厚生労働行政の説明会、有識者による講演会、市町村等の優良事例報告やスキルアップの研修会への参加を通じて資質向上を図っている。
- ・児童分野では、毎月1回実務者会議を開催し、要保護児童に関する対応・支援の検討、情報交換等を行っている。
- ・障がい分野では、自立支援協議会があるが、開催回数が少ないため十分に機能しているとは言い難い。
- ・その他、国・県などが開催する研修会への参加により、知識・スキルの習得等を図っているが、職員同士の連携等の強化までには至っていない。

#### ②福祉サービスの質の向上

##### ○高齢者に関するサービスの質の向上

- ・市のホームページより、市内に介護保険事業者が検索できるようになっており、サービス内容別に所在地、連絡先などを確認することができる。  
サービス（事業）に変更がある場合は、もとす広域連合や包括主催のケアマネ協議会などに説明に伺い、サービスの周知を行っている。
- ・市独自の制度（高齢者タクシー助成制度、緊急通報システム等）の普及のために広報・ホームページ掲載を行い、関係機関や民生委員・児童委員へ制度周知を行った。

##### ○瑞穂市障害者自立支援協議会の活動によるサービスの向上

- ・「瑞穂市障害者自立支援協議会」委員を委嘱。相談支援部会長として専門部会を運営。事例検討を繰り返し、市の課題や資源、ニーズについて洗い出し、年1回の個別支援会議事例分析にて、全体会へ報告を行う。相談支援事業者の組織「岐阜県事業者連絡協議会」に参加。ほぼ毎月の研修を通じて、相談支援専門員の質の向上を図る。「瑞穂市障害者事業所連絡会（仮）」「瑞穂市障害児事業所連絡会（仮）」を新たに組織。数年で急速に増えた市内障がい事業所を組織化し、情報共有や意見交換、事業所見学等を通して、事業所の質の向上を図る。

##### ○地域ケア会議

- ・当事者及び家族への支援について、関係機関と協働して検討することで、サービスの質の向上や、関係機関の連携につなげている。

##### ○みずほケアマネサロン

- ・自立支援のためのマネジメントが提供できるように介護支援専門員の質の向上を目的に年6回開催している。

##### ○多職種連携のための研修会

- ・「地域住民が住み慣れた地域で生活する」ことができるよう、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりを行っている。また、事例検討を通して、様々な機関の役割を再認識し、多職種の連携や支援方法についての知識の習得の場とした。

### ○認知症になってもあんしんまちづくり協議会

- ・平成 29 年 2 月に協議会を設置し、認知症になっても安心して暮らせるまちとは何か、そのために取り組む内容について検討を重ねてきた。令和元年度は協議会を年 1 回、専門部会として、認知症連携部会を年 1 回、認知症広報・啓発部会を年 2 回開催した。各部会において認知症ケアパス（認知症ガイドブック）の作成や委員が正しい理解を得ることと啓発活動を目指してキャラバン・メイト養成研修を受講し、キャラバン・メイトとなっている。

### ○認知症対応能力向上研修

- ・平成 30 年度は医療・介護職向けに、認知症薬の服用継続支援や口の機能と認知症の関係などより専門的な内容で実施した。令和元年度は、映画鑑賞交流会や自動車運転についてなど、医療・介護職のみでなく一般の方も参加対象とし、認知症をテーマとした様々な角度からの学習の機会とした。

### ○認知症ケアパス（認知症ガイドブック）

- ・認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むため、認知症の段階ごとの状態に応じた医療・介護・福祉サービス等の連携の仕組みを構築に向け取り組んでいる。また、その仕組みを冊子にし、住民の方に周知している。



## 4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくり

#### ①ハード整備と普及啓発

##### ○安心して外出できるような環境整備

- ・ 歩道・通学路の安全対策を実施し、安心して外出できるような環境整備を実施してきた。  
(実施例：防護柵・転落防止柵の設置、歩道・歩道橋の整備、カラー舗装など)
- ・ 新設の公園には、ユニバーサルデザイン対応の駐車場、スロープ、トイレや点字ブロックを設置するなど、高齢者や障がいのある人、子育てをする人が利用しやすいような整備方針としている。
- ・ JR穂積駅周辺において、点字ブロックや段差改修などを実施した。

##### ○ユニバーサルデザインのまちづくりの周知

- ・ 広報紙、市公式ホームページ、自治会掲示板を活用し市民への周知を行っている。

### (2) 権利擁護事業の充実

#### ①本人の権利を守り、地域で安心・自立した生活を送るための福祉サービス等の利用援助

##### ○権利擁護体制の整備

- ・ 主に65歳以上は地域包括支援センター、64歳以下は福祉総合相談センターにおいて相談体制を配備している。
- ・ 市民、民生委員・児童委員、福祉従事者等を対象にした研修会を定期的で開催し、権利擁護に関する広報・啓発を行った。
- ・ 権利擁護に関する啓発を行うとともに、地域包括支援センターへの相談があった際は、対象者への相談支援を行った。

##### ○成年後見制度の利用促進

- ・ ホームページや社協だより、シニアのための生活情報ガイドへ成年後見制度についての記事掲載を行っている。また、出前講座や認知症サポーター養成講座等において地域住民の方に周知し、制度の利用促進を図っている。
- ・ 福祉生活課窓口で成年後見制度のパンフレットを常備し、周知等に努めている。また、地域ケア会議の場においても広報の方法等について協議している。
- ・ 市窓口等における個人、関係機関からの相談の中で制度の説明等を行っている。
- ・ 成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関の設置や市町村申立て、報酬費用助成制度など体制整備に向けた検討を行っている。

### (3) 地域ぐるみの防災防犯活動の推進

#### ①防災・防犯活動の推進

##### ○避難行動要支援者名簿の作成と活用

- ・避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者（自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、北方警察署、瑞穂消防署）へ名簿を提供している。
- ・災害時、消防署、警察及び消防団等に情報を提供し、速やかな救助体制を構築している。平常時、自治会長等に提供している名簿を活用し、災害時の要援護者を把握するよう努めている。
- ・平成 29 年度から避難行動要支援者名簿を作成し、電算システムにより管理を行っている。自治会民生委員・児童委員、警察、消防など関係機関に名簿を配布し、年に 1 回更新を行っている。
- ・一部自主防災組織では防災訓練時に、名簿を使った避難支援活動が行われている。

##### ○自主防災組織活動補助金（防災訓練実施事業）

- ・災害時に備え、自治会主体で訓練を実施するよう補助金制度を設け、推進している。

##### ○地域での防犯活動の推進

- ・市において青色回転灯防犯パトロール車による市内パトロールを実施。地域においても、朝日大学防犯ボランティア団体「めぐる」や生津校区防犯パトロール隊による防犯活動が行われている。

##### ○災害ボランティアセンター運営ボランティアの育成

- ・被災時の早期復旧復興を目指し、災害ボランティアセンターの円滑な運営を行うため、市民への啓発と災害時に支援者になれる人材育成を行ってきた。また、災害ボランティアセンターのマニュアルに基づき運営の確認を行った。